

論説

人々の「信念」と法*

——The Republic of Beliefs とその周辺——

東京大学社会科学研究所准教授

飯田 高

I. はじめに

II. 『信念の共和国』

- 1 本書の問い
- 2 標準的な法と経済学の問題点
- 3 フォーカルポイントとしての法
- 4 社会規範と法の違い
- 5 理論の精緻化と応用

III. 本書を手がかりとする若干の考察

- 1 法と経済学との関連
- 2 法社会学との関連
- 3 社会科学における「信念」の位置

IV. 理論の深化に向けて

- 1 概念の明確化について
- 2 社会関係とフォーカルポイント
- 3 むすびに代えて

I. はじめに

本稿では、カウシク・バサー (Kaushik Basu) による最近の著書 *The Republic of Beliefs: A New Approach to Law and Economics* (Princeton University Press, 2018) の内容紹介および書評を行いつつ、法と経済学の分野における新しい理論の展開について考察する。ここで取り上げるのは、「法」というも

の捉え方に関する理論の展開である。

法と経済学の分析では、法の機能はきわめて端的な形で記述されることが多い。最もわかりやすい例は、刑法の経済分析に登場する法の姿であろう。そこでは、法はもっぱらサンクションとしての役割、すなわち、違反した行動をとった人に何らかの不利益を課すものとしての役割を与えられている。犯罪行為を選択するかどうか考えている人からみればサンクションはコストと同じであるから、この人の意思決定は市場のプレイヤーの意思決定とパラレルに記述することができる。経済学者のゲイリー・ベッカー (Gary S. Becker) がかつて経済分析の嚆矢となる論文で行ったのは、そのような描写であった¹⁾。

法は、「サンクションを通じたインセンティブによって人々の行動をコントロールするための道具」と捉えられる。それに対応する形で、行為主体も法をそういうものと考えて合理的な選択を行うと仮定される。これらの単純化はモデルの構築を容易にし、モデルから明瞭な結論を演繹的に導出する助けとなる。

しかし、この捉え方だけでは、法が現実の人間行動や社会現象に及ぼす影響を十分に説明できない。つまり、モデルの予測とは異なる人間行動や社会現象がしばしば観察され、法の機能が上記の意味でのインセンティブのみによって説明し尽されるとは言い難い

*本稿は科研費（課題番号 16K16972）の成果の一部である。

1) Gary S. Becker, *Crime and Punishment: An Economic Approach*, 76 J. POLITICAL ECON. 169 (1968).

のである。このこと自体は以前から指摘されており、モデルと現実との間隙を埋めようとする理論やモデルが数多くの研究者によって考案されてきた。バスの著書もそうした研究の一環とみることができるが、自身の実務経験を踏まえながらより根本的な問題を提起し、従来の経済学理論に代わる（厳密には補完する）理論を明確に示しているという点に特色がある。

ここで、著者のカウシック・バスーを紹介しておこう。バスーはインドのコルカタ（旧カルカッタ）出身の経済学者で、社会的選択理論、開発経済学、政治経済学などを専門としている²⁾。大学院時代にイギリスに渡り、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）にいたアマルティア・センの指導のもとで研究を進め、博士号を取得した。その後、イギリスやインドで教鞭を執り、コーネル大学教授となって現在に至っている。途中、2009年から2012年まではインド政府のチーフ・エコノミック・アドバイザー、2012年から2016年までは世界銀行のチーフ・エコノミストを務めており、そこで彼は政策立案に携わっていた。

上述したバスーの実務経験とは、上記の政府関係の職に就いていた7年間の経験である。法の理想が現実のインド社会に根づいていないことを実感した彼は、法と経済学の研究を再開するとともに、同分野が抱える問題点を改めて認識するに至ったという。本書は、その研究の成果をまとめたモノグラフである。

本稿の構成は以下のようになっている。Ⅱでは、著書 *The Republic of Beliefs* の内容を紹介する。なお、この節の記述は必ずしも著者自身の叙述の順序に沿ったものではなく、本書の中心となる主張を際立たせつつ私なりにパラフレーズしたものになっていることをあ

らかじめお断りする³⁾。Ⅲでは、本書が法と経済学の分野においてどのような位置を占めるのか、他の分野に対していかなる含意をもつのかについて検討を加える。そしてⅣでは、今後どのような方向の研究が進められる（べき）か、私自身の考えを述べることにしたい。

Ⅱ. 『信念の共和国』

1 本書の問い

本書の出発点は、「効果的に作動する法とそうでない法を分ける要因は何なのか」という問いである。ただし、インドの実情を知る経済学者である著者にとって、デフォルトの状態は「法がその目的どおりに作動している状態」ではなかった。もし人々が合理的に行動するのであれば、「誰も法を顧みない状態」がもっとあってもおかしくないはずである。紙の上の言葉にすぎない法が、いったいなぜ人間の行動に影響を与えているのだろうか。この問題を著者は「紙の上のインク」問題（“ink on paper” problem）と呼ぶ。

著者の述べるところによると、インドでは法そのものは洗練されてきているが、法が実際にそれに見合った効果をもっているわけではない。具体例として挙げられているのは、食料の公的分配システムと贈収賄を禁じる汚職防止法である。

インドでは、政府が米や小麦などを買い付けて貧困世帯に配給する制度が存在する。これは1960年代の旱魃による危機を背景に制定された「食料公社法（Food Corporations Act）」に基づく制度であり、市場価格を大幅に下回る最低支持価格（minimum support price; MSP）で穀物が貧困層（人口の約7割にのぼると言われている）に配給される。だ

2) 日本語に訳されているバスーの文献として、カウシック・バスー（栗林寛幸訳）『見えざる手をこえて——新しい経済学のために』（NTT出版、2016）〔原著：BEYOND THE INVISIBLE HAND: GROUNDWORK FOR A NEW ECONOMICS (2011)〕がある。

3) 本書は8つの章から成っている。このうち、第1章から第4章までが本書の提示するテーゼを理論的に説明する部分である。続く第5章では具体例を挙げながら法と社会規範の関係について述べており、著者はこの章で理論の応用例の一端を示す。第6章から第8章は他の事例や社会現象への応用を試みたパートであり、おのおの独立して読める章になっている。

が、法によって正規の流通ルートが定められているのにもかかわらず、買い上げられた穀物は横流しされ、4～5割もの穀物がシステムから漏出していたという⁴⁾。

また、免許の申請や税の還付手続の際に公務員が賄賂を要求するということがあり、これもまた深刻な社会問題となっていた。歯止めをかけるべく1988年に制定された汚職防止法（Prevention of Corruption Act）は人々に無視され、相変わらず賄賂が横行していたのである。バスーは、汚職防止法の重大な欠陥に気づいていた。それは、収賄した側だけでなく贈賄した側も同じように処罰するという規定になっていた、という点である。そのため、贈収賄の事実に関する情報が表面に出ていなくなってしまう、贈収賄が根絶されなかったのである。

これらの例は、法を実現させる役を担うはずの主体が思ったとおりに働いていない、という点で共通している。法律の目的はたしかに立派で正当だが、法制度の設計が拙いために適切なインセンティブを人々に付与することができず、所期の効果をもたなくなっているのである。

法が効果をもたない事態は決して例外的な状況というわけではなく、世界の至るところで似たことが多かれ少なかれ起こっている。ところが、著者の見立てによれば、こうしたケースは標準的な法と経済学の守備範囲外である。つまり、標準的な法と経済学は特殊な仮定を置いているため、そのままでは上記のようなケースをうまく扱うことができないのである。

2 標準的な法と経済学の問題点

「標準的」あるいは「伝統的」な考え方として著者が批判の対象にしているのは、いわゆる新古典派経済学ないしシカゴ学派である⁵⁾。上で触れたベッカーの分析はその典型例とされる。

標準的な法と経済学では、次のような仮定が置かれることが多い。①人々は外生的に与えられた効用関数や利得関数を持ち、それを最大化するように行動する。②法は、人々が行動選択から受け取る効用を変化させることを通じて行動を変化させる（換言すれば、人々がプレーしているゲームの構造を変える）。バスーは、この2つの仮定は相互に矛盾していると論じる。

なぜ矛盾しているのか。それは、ゲームのプレーヤーとされている人たちは自己の利益を追求して合理的に行動すると仮定される一方で、法の実現に関係する主体（たとえば警察、検察、裁判官、あるいは上述の公社も含まれる。以下では「法執行者」と言う）についてはそうした仮定を設けず、あたかも自動機械であるかのように扱っているからである。一般のプレーヤーの行動は、自らの効用や利得を最大にする行動とされる。しかし、考察の範囲外に置かれた法執行者は、あくまでゲームの外からゲームの構造をいじる存在とされ、彼らが合理的・戦略的な行動をとる可能性はたいてい等閑視される。このように、標準的な法と経済学は互いに整合的でない仮定を内包しているのである。

この不整合を解消するには、人々が社会でプレーしているゲームを完全に記述しなければならない⁶⁾。完全に記述されたゲームで

4) See KAUSHIK BASU, THE REPUBLIC OF BELIEFS: A NEW APPROACH TO LAW AND ECONOMICS 17 (2018); See Shikha Jha & Bharat Ramaswami, *How Can Food Subsidies Work Better? Answers from India and the Philippines*, ADB (Asian Development Bank) Working Paper Series No.221 (2010).

5) グイド・カラブレージ (Guido Calabresi) は、シカゴ学派の考え方に依拠した「法と経済学」を特に「法の経済分析 (economic analysis of law)」と呼んで区別し、それに対して批評を加えている。詳しくは GUIDO CALABRESI, THE FUTURE OF LAW AND ECONOMICS: ESSAYS IN REFORM AND RECOLLECTION (2016) を参照。ただしバスーは、カラブレージによるかつての著名な論文 (Guido Calabresi, *Some Thoughts on Risk Distribution and the Law of Torts*, 70 YALE L. J. 499 (1961)) はシカゴ学派風だったと仄めかしている。BASU, *supra* note 4, at 23.

6) バスーはこのゲームを the game of life または the economy game と呼んでいる。前者の名称は KEN BINMORE, GAME THEORY AND THE SOCIAL CONTRACT: PLAYING FAIR (1994) に由来している。「完全な記述」に伴う難

は、法執行者もプレーヤーとして組み込まれる。そして何より重要なのは、このゲームのもとでは法はゲームの構造を変えない、という点である。したがって、上記の②の仮定は取り除かれることになる。

どうして法はゲームの構造を変えないと言えるのだろうか。囚人のジレンマの状況に法が介入するという（法と経済学の授業などで頻繁に出てくる）例を使って、この点を説明しよう⁷⁾。【表1】は3人のプレーヤーが関係する標準形ゲームの利得表である。各セルに書かれている数字は、左から順にプレーヤー1・2・3の利得を表している。ここでは、プレーヤー1・2が私人、プレーヤー3が法執行者であると考えておく。なお、各プレーヤーは自分の行動（戦略）を同時に選択する⁸⁾。

【表1】の左側の利得表（プレーヤー3がLを選択した場合の利得表）は、プレーヤー1と2の間に限定すれば囚人のジレンマと同じ構造になっており、そのままでは均衡は(B, B)となる（均衡はそこから逸脱するインセンティブを誰ももたないという意味で自己拘束的（self-enforcing）であり、いったんこの状態に至ると、外生的な変化がない限りそれが維持される）⁹⁾。ただしこの均衡は両者ともに利得2しか得られないので、どちらも利得7が得られる(A, A)と比べて非効率的である¹⁰⁾。

Bを選択した人に対して、プレーヤー3は

罰金を科すことができる。この状況を表しているのが【表1】の右側の利得表である。法執行者であるプレーヤー3が介入し、Bを選択した人の利得は2だけ減少する。プレーヤー1と2の利得だけに着目すると、囚人のジレンマが罰金を通じて回避され、効率的な状態が均衡となっていることがわかる。

【表1】 Prisoner's Dilemma Game of Life¹¹⁾

		2		2	
		A	B	A	B
1	A	7, 7, 0	1, 8, 2	7, 7, 1	1, 6, 1
	B	8, 1, 2	2, 2, 2	6, 1, 1	0, 0, 1

L R

3

どちらの利得表に基づいたプレーになるかは、プレーヤー3の選択次第となる。プレーヤー3の選択肢も2つあり、Rは介入（積極的に取り締まる）、Lは非介入（違反を見逃す）に対応している。Rを選択した場合にはプレーヤー3は必ず利得1を得る。他方、Lを選択した場合は、1と2のどちらかのプレーヤーがBを選択すればプレーヤー3は利得2を得られるが、双方ともAを選択すると利得がゼロになる¹²⁾。

このゲームの均衡は(B, B, L)と(A, A, R)の2カ所（○で囲った部分）で、最終的に落ち着くのはこれらのいずれかだと予測される。前者の均衡は「私人が望ましくない行動

題やその可能性に関しては、彼は第4章の4.4で論じている。

7) たとえば、環境や資源を考慮した行動をとるか否かを判断する場面、(契約法がない世界で)約束を守るかどうかを判断する場面などが囚人のジレンマで表現できる。その他、値下げ競争、軍拡競争、担当領域がはっきりしない仕事などを挙げることができる。

8) 「戦略」と「行動」は厳密には異なるが、ここでは区別せずに書いている。

9) どちらのプレーヤーにとっても、相手の選択が何であろうとAよりもBのほうが得だからである。ここでの「均衡」はナッシュ均衡を意味している。囚人のジレンマの解法およびナッシュ均衡の概念についての詳細は、ハウエル・ジャクソンほか（神田秀樹＝草野耕一訳）『数理法務概論』36-39頁（有斐閣、2014）を参照。なお、本稿では純粋戦略の範囲での均衡のみを考える。

10) A・Bの具体例としては、「A：環境を保護する行動、B：環境を汚染する行動」、「A：約束を守る行動、B：約束を破る行動」などが挙げられる。

11) BASU, *supra* note 4, at 51. なお、掲載されている表を若干改変しているが内容は同一である。

12) 法執行者であるプレーヤー3にとって、違反者がいれば非介入が得になり、逆に違反者がいなければ介入が得になっている。なぜこのような利得になっているかを気にする必要はない（バスター自身も詳しく解説しているわけではない）が、たとえば、法執行者は基本的には介入のコストを負担したくないと思っているが、「取り締まってもいないのに違反者がいない」という状態は自らの沽券に関わるために嫌がる、といった説明が可能である。

をとっているが法執行者はそれを見逃している」状態、後者の均衡は「法執行者が取り締まり、私人が望ましい行動をとっている」状態である。実際にどちらが実現するかは、他のプレイヤーがどう行動するとプレイヤーが考えるかによって決まる。

プレイヤー 3 は L を選択するだろうとプレイヤー 1・2 が思っていれば、この 2 人は B を選択すれば得になり、プレイヤー 3 も L から R に変更するインセンティブをもたなくなる（利得が 2 から 1 に下がるため）¹³⁾。逆に、プレイヤー 3 が R を選択してくるだろうとプレイヤー 1・2 が思っている場合は、両者とも A を選択するのがよい。このときもやはりプレイヤー 3 は R から L に変えるインセンティブをもたない。結局、他者の行動に関する予想によってプレイヤーの行動は変わり、均衡においては予想が確証・強化されることになる。

バスの主張の眼目は、法がなしうるのはこれらの均衡の候補の中からどれかを選ぶことだけだ、という点にある。ひとたび法の実現に関わる人たちをプレイヤーとして取り込んでしまえば、法がゲームの構造を変えんということは言えなくなる。法そのものは言葉にすぎず、肝になるのは人々がどのように考えているか——つまり人々の「信念 (belief)」——である。法は（標準的な法と経済学が想定しているように）新しい均衡を創出することによってではなく、人々の信念を形成したり変更したりすることによって行動や結果に影響を与えているのである。このあたりが本書の中心になるので、項を改めたうえでもう少し詳しく述べておこう。

3 フォーカルポイントとしての法

法は、複数の均衡の中から特定の均衡を選び出すためのしくみのひとつである。特定の均衡を選び出すという場合、ゲーム理論でよく持ち出される概念は「フォーカルポイント (focal point; 焦点または収斂点)」である¹⁴⁾。フォーカルポイントとは、何らかの理由で人々の注目が集まる点（またはその要因となるもの）を指す言葉である¹⁵⁾。この概念を初めて提示したトーマス・シェリング (Thomas C. Schelling) 自身は、次のような例を挙げている。

数人の人たちに対して、「正の数を書いてください。あなたたち全員が同じ数字を書くことができれば、あなたたちは賞金を得ることができます」という課題を出すとする¹⁶⁾。もちろん各人は相談しあうことができない。仮に各人がランダムに数字を選ばなければ、全員の書く数字が一致する確率はほぼ 0% である。しかし実際にこのゲームを行ってみると、0% よりはずっと高い確率で数字が一致する。たとえば、0, 1, 100 といった数字を書いておけば、一致する確率が他の数字よりも高くなるだろう。これらの数字は他の数字よりも「目立つ」あるいは「想起しやすい」からである。

このように、均衡（今の例では、数字が一致している状態が均衡となる）の候補が複数ある状況において人々が着目する先がフォーカルポイントである。この作用によって均衡の候補が絞られるため、行動の調整は容易になる。フォーカルポイントは「論理よりも想像力に依存している。それはたとえば、類推、先例、偶然の配置、対称的・審美的・幾何学的な形状、決疑論的な推論、そして誰が

13) プレイヤー 1 または 2 がプレイヤー 3 に対して利得 2 を渡し、L ではなく R を選択するよう説得すれば、(A, A, R) と同じ状態が実現するだろう。そのような取引の可能性はここでは考えないが、政府などの強制主体の発生を理論化するうえでは無視できないであろう。

14) See THOMAS C. SCHELLING, THE STRATEGY OF CONFLICT (1960) [日本語訳：トーマス・シェリング（河野勝監訳）『紛争の戦略——ゲーム理論のエッセンス』（勁草書房、2008）]。

15) HOWELL E. JACKSON ET AL., ANALYTICAL METHODS FOR LAWYERS 44-45 (2d ed. 2011) [ジャクソンほか（神田＝草野訳）・前掲注 9)40 頁] では、「何らかの点で顕著さ (salience) を感じさせる行動についての思い入れ (belief)」と説明されており、「右側通行」という交通ルールがフォーカルポイントに基づく慣習の例として挙げられている。

16) SCHELLING, *supra* note 14, at 56 [訳 60 頁]。

当事者であり、お互いについてそれぞれが何を知っているか、といったことに依存する」¹⁷⁾。

フォーカルポイントは種々の要因によって「目立つ」ものとなり¹⁸⁾、人々が他者の行動を予測する際の導きの糸になる。バスーは、法はこのフォーカルポイントを創り出すことができ、かつ、法にできることはそれに尽きると主張している。彼曰く、「この定式化のもとでは、法は予測にすぎない」¹⁹⁾。

法の機能をそのように捉ええると、法の内容が実現されない原因を理解するうえで有用な視点が得られる。法が実現されない原因としては、以下のようなことが考えられる²⁰⁾。

第一に、そもそも均衡にはならない点を法が目指している、という場合がある。**【表1】**に即して言うと、たとえば(A, A, L)や(B, B, R)は均衡にならない。これらのような状態を目指す法があったとしても、その状態から逸脱するインセンティブをもつ人がどこかにいるため、法の内容は実現されないであろう。たとえば、前に挙げた汚職防止法の例はこれに該当する。

第二に、仮に法が均衡のひとつを選んでいても、法の示すメッセージが曖昧だったり、相反するメッセージを発していたりする場合がある。そのような場合、法を守ることが不可能であるかもしれない。

第三に、フォーカルポイントは解釈に依存するので、社会の中で同じフォーカルポイントがすべての人に示されるわけではなく、フォーカルになるものがグループによって異なるという可能性がある²¹⁾。もしフォーカルポイントが複数存在すると、フォーカルポ

イントとしての有効性は失われてしまう。

大きな問題になるのは、既存のフォーカルポイントがある場合に法がいかに割り込むことができるかである。特に、長らく人々が法を顧みずに生活してきた社会と、「法は従われるべき」だとする（メタレベルの）信念がすでに存在する社会とでは、フォーカルポイントとしての法の有効性はまったく異なってくるであろう。法が既存のフォーカルポイントをどのように除去できるのかという問いも等しく重要だが、現在のところあまり多くのことはわかっていない²²⁾。

いずれにしても、法は「他の人々がすること（またはしないこと）に関する人々の信念を変えることによって」人々の行動に影響する。「私たちがみな信念の共和国の市民であるというのはこの意味においてである」²³⁾。

4 社会規範と法の違い

法をそう捉えた場合、インフォーマルなルールである社会規範と法はどのように区別することができるのだろうか²⁴⁾。バスーによると、社会規範と法は根本のレベルでは同じものである²⁵⁾。彼の理論によれば、社会規範と法はどちらもフォーカルポイントを作り出して複数均衡の問題を解決するためのしくみだということになる。

バスーは3つの具体例に依拠しながら社会規範と法の連続性を示そうとする。すなわち、①時間の正確性に関する規範、②差別の規範（インドのカースト制）、③子どもの労働をめぐる規範、の3つである。それぞれにつき、数値を用いた詳細なモデルが組み立て

17) *Id.* at 57 [訳 61 頁、ただし訳を一部変更している]。

18) これらの要因については後ほど簡単に検討する（本稿Ⅳ）。

19) BASU, *supra* note 4, at 51.

20) *Id.* at 56-61.

21) 第二の点はコミュニケーションにおけるメッセージの送り手の問題、第三の点が受け手の問題ということになる。

22) BASU, *supra* note 4, at 61.

23) *Id.* at 48.

24) 法が社会規範に含まれるという定義のしかたもあるが、ここでの社会規範は法以外のインフォーマルなルールを指している。

25) BASU, *supra* note 4, at 86.

られて説明が施されている²⁶⁾。①～③はすべて基本的には社会規範の例となっているが、特に②と③では法が一定の寄与をなしうるし、歴史を顧みても法は軽視できない役割を果たしていたと言える。

上の具体例はいずれも複数均衡の例となっており、フォーカルポイントがどこになるかによって結果が大きく変わる。決定的なのは人々がどのような信念を抱いているかであって、人々の信念を動かして行動を変更させるという機能の面では社会規範も法も変わらない。

とはいえ、社会規範と法はまったく同一であるというわけでもなく、また、社会規範と法を区別しておくことは、「法」と呼ばれるものがどのように作用するかをさらに厳密に考察するのに役立つ。本書で両者の間に線を引く基準として提案されているのは、「誰が関与して当該状態が実現しているか」という基準である。

バスーは、社会におけるプレイヤーを *functionary* と *citizen* の2種類に分けている。前者は政府のエージェント、つまり政府などの公的機関の職務を担当する人であり、官僚、公務員、裁判官などが例である。他方、*citizen* はその他の一般の人々を広く指している（ちなみに、市民権の有無は関係ないので不法滞在の人たちも含まれる）。

もし *functionary* がいなくても自己拘束的になる行動パターンが出現する場合、それは社会規範と呼ばれる。これに対して、*functionary* が特定の行動をとることによって自己拘束的になっている場合は法的にエン

フォースされていると表現できる²⁷⁾。社会規範と法はこのように区別することが可能である²⁸⁾。

社会規範と法をこう区別した後、バスーは *functionary* と *citizen* の2種類の人たちから構成される社会を多重的なゲーム (*functionary* のみをプレイヤーとするゲームと、両方のカテゴリーの人たちがプレイヤーとなるゲーム) として記述し²⁹⁾、法が効果をもつ条件について考察している³⁰⁾。

5 理論の精緻化と応用

本書の中心部分（第1章～第5章）の内容は概ね上に述べたとおりだが、以上の内容説明ではテクニカルな話は省略してある。叙述の途中で著者は基本理論をいくつかの面で精緻化しており、細かな分析に耐えられるよう彫琢している。本書の主題を大掴みに把握するうえではさほど必要ないが、ここでは2つの精緻化に触れておこう³¹⁾。

(1) 理論の精緻化

ひとつ目は、「状態の集合」をベースにした均衡概念を導入するという精緻化である（第3章3.5）。もともと均衡は個々の状態を単位とする概念であるが、状態のセットを対象にして均衡概念を構成することが可能である³²⁾。特に制度をモデル化しようとする場合、この概念はなかなか含蓄に富んでいる³³⁾。直感的なイメージを得るため、【表2】のゲームを使って説明しよう。このゲームのプレイヤーは2名であり、それぞれ3つの選択肢から自分の行動を決定する。

26) *Id.* at 89-110.

27) *Id.* at 111.

28) これは「法」の定義ではなく、社会規範と法を区別するための一応の基準にすぎないと理解すべきであろう。実際、バスーは「法」を定義することは放棄している。*Id.* at 4.

29) このモデルのもとでは、*functionary* の行動は *citizen* の利得に影響を及ぼしうるが、*citizen* の行動は *functionary* の利得に影響を及ぼさない。

30) BASU, *supra* note 4, at 112-117.

31) 本書の要諦のみを知りたい方は、本項（5）は読み飛ばしても差し支えない。

32) この均衡概念 (curb set) は Kaushik Basu & Jörgen W. Weibull, *Strategy Subsets Closed under Rational Behavior*, 36 ECON. LETT. 141 (1991) で詳述されている。なお、curb は Closed under Rational Behavior の頭文字からできている言葉である。

33) See Roger B. Myerson, *Fundamental Theory of Institutions: A Lecture in Honor of Leo Hurwicz* (2006), <http://home.uchicago.edu/~rmyerson/research/hurwicz.pdf>, last visited Sep. 12, 2018.

【表2】のゲームの均衡は (T, L) のみである（その他の状態では、少なくともどちらか一方のプレイヤーが別の選択肢に移るインセンティブをもつ）³⁴⁾。しかし、プレイヤー1が「MかBを選択する」旨を宣言すれば、プレイヤー2はLではなくCかRのいずれかを選択しようとするだろう。プレイヤー2にとっては、相手がMとBのどちらを選択するにしても最低2の利得は確保できるから、Lを選択するインセンティブはない。同じように、プレイヤー2がCまたはRを選択することにコミットすれば、プレイヤー1はMかBのいずれかを選択するはずである。

【表2】 The Curb Game³⁵⁾

		2		
		L	C	R
1	T	1, 1	0, 0	0, 0
	M	0, 0	2, 3	3, 2
	B	0, 0	3, 2	2, 3

したがって、【表2】の右下の4つのセル((M, C), (B, C), (M, R), (B, R))は個別にみると均衡にはなっていないが、集合としてみれば自己拘束的な状態だということになる。いったんこれらの状態に入り込むと、外生的な変動がない限りはプレイヤーの行動がこの範囲から逸脱することはない。このような集合がフォーカルになったものをバサーは「フォーカルカーブ (focal curb)」と呼び、社会制度を研究する際にはこの概念が有意義であると述べている³⁶⁾。

制度は通常、望ましい行動を指し示すものというよりは、望ましくない行動を抑制するものである。【表2】ではTやLが望ましく

ない行動だと考えることができるが、これらが選択される可能性さえ排除できれば、あとは流動的であっても問題はない。つまり、制度が実現する結果は「ポイント」である必要はなく、一定の範囲の状態であればよいのである。そしてまた、この概念を利用すれば実態をよりよく反映した記述や分析ができる、とバサーは主張している。

ふたつ目は、プレイヤーが逐次的に行動を選択するゲームにも理論を拡張する、という精緻化である（第4章）。それ以前の章では、プレイヤーが同時に行動を選択するゲーム（標準形ゲーム）を使って基本理論を説明していた。時間の流れを考慮した展開形のゲームを用いると、理論を細部まで詰めることができるうえ、合理性をめぐる哲学的な問題にも到達することにもなる³⁷⁾。たとえば【表1】のゲームを逐次手番のゲームに作り替えるとすると、プレイヤー1とプレイヤー2がAかBを選んだ後でプレイヤー3がLかRを選ぶ、といったゲームを考えることができる。

展開形のゲームではプレイヤーのとりうる行動と結果の予測が複雑になるが、標準形よりも緻密な記述が可能となり、その中で法が担いうる機能を詳細に調べることができる。バサーは、法の制定がコストのかからないコミュニケーションの役割を果たすと考えるチープトーク (cheap talk) のモデルと、法制定にコストがかかることを前提とするburning moneyのモデルを使って法の機能を説明しており、どちらもフォーカルポイント・アプローチの延長線上にあるものとみなしている³⁸⁾。

(2) 理論の応用

本書の後半部である第6章～第8章では、

34) 前掲注9)に記したように、純粹戦略の範囲だけで考えている。混合戦略を含めると (T, L) 以外にも均衡は存在する（プレイヤー1がTを5/7、Mを1/7、Bを1/7の確率で選択し、プレイヤー2がLを5/7、Cを1/7、Rを1/7の確率で選択する、という組み合わせが均衡となる）。

35) BASU, *supra* note 4, at 65; Basu & Weibull, *supra* note 32, at 145.

36) BASU, *supra* note 4, at 64-67.

37) 合理性を捨て去ることが合理的になる、というパラドックスが一例である。Id. at 80-81. バサー自身も本書で深く追究しようとはしていないので、本稿では割愛する。

38) Id. at 76. チープトークとは、コストがかからず、プレイヤーの利得に直接の影響を与えないコミュニケーションを指す。チープトークはゲームの構造を変えないが、均衡に影響する場合がある。See Joseph Farrell & Matthew Rabin, *Cheap Talk*, 10(3) J. ECON. PERSPECT. 103 (1996).

第5章までで提示した理論をさまざまな具体的な場面や社会問題に応用して議論をさらに敷衍していく。後半部の各章の内容は大要以下のとおりである。

第6章の「法、政治、腐敗 (Law, Politics, and Corruption)」では、社会にいる一般の人々の力 (power) が鍵を握る社会現象が扱われ、このような社会的な力を正面から扱うことの重要性が強調される。力あるいは権力の源泉となるのは、一見したところでは力をもつように思えない普通の人々である。これらの普通の人々がある特定の行動をとり、そしてある特定の信念をもつようになると、制御し難い巨大な力が生起する。著者は、ヴァーツラフ・ハヴェル (Václav Havel) の小説³⁹⁾、マッカーシズム、魔女狩りなどを引き合いに出しながら、一般の人々の中で一種の相互監視システムが自然にできあがっていく過程をモデルによって説明している⁴⁰⁾。そこでは、忠誠心を示さない人は社会関係や取引関係から排除される。そのような村八分を恐れる人は同調行動をとるようになり、大規模な抑圧状態が出現することがある。

社会的な諸力は複雑に絡み合っているため、標準的な法と経済学のツールだけでは分析が不十分になる場合がある。本書の冒頭に出てくる汚職防止法もそのことを例証していると言えよう。形式的には同じ法制度であっても賄賂が蔓延っている社会とそうでない社会が出てくるのはなぜか。贈収賄を効果的に抑制するには何が必要か。こういった問いに的確に答えるにはフォーカルポイント・アプローチが役に立つ、と著者は主張する。

第7章「合理性、法、正統性 (Rationality, Law, and Legitimacy)」は、行動経済学の知見を取り入れる (つまり、合理性からのシステマティックな乖離を考慮要素に含める) と本書の分析がどのようになるのかを扱う。バ

スーは標準的な経済学の考え方を批判しているが、基本理論では合理性の仮定が維持されている。つまり、彼が批判していたのは合理性の仮定ではなく、それよりも深いレベルに存在する前提である。彼自身は、標準的な経済学のモデルの意義を認め、一定の評価をしている⁴¹⁾。

しかしながら行動経済学は、現実の人間の選好や価値観は可変的であり、法も選好や価値観に影響を及ぼしうる、ということを明らかにする。著者の主張するフォーカルポイント・アプローチに行動科学的要素を加味して選好や価値観の可変性を組み込めば、人間行動を説明するための道がさらに開けるようになる⁴²⁾。たとえば、錯綜した議論をもたらしがちであった「正統性」の概念を腑分けしてモデルに反映させることができる。各人は複数の選好やメタ選好 (選好に関する選好) を有しており、狭い意味での自己利益に反するときであっても「それが法だから」という理由で法を守ることもありうる⁴³⁾。

最後の第8章「さらなる探究へ (Picking Up the Threads)」では、著者の提案するプロジェクトの今後の展望が述べられている。本書の主目的は理論または方法論の提示であり、政策立案者が格闘する実践的課題を解決することまでは必ずしも企図していない。したがっておのずとオープン・クエスチョンが残るわけだが、第8章ではそのうち重要であるにもかかわらず法と経済学ではきちんと取り上げられていない問題について述べている。

バスーがこの章で取り上げるのは、法やルールを定めるにあたって統計情報 (あるいは過去のデータに基づく確率) を利用することに伴う問題と、国境を越えたグローバル憲法の可能性をめぐる問題である。どちらのテーマも、第5章で扱った社会規範の議論を

39) ヴァーツラフ・ハヴェル (1936–2011) はチェコの劇作家で、共産党支配の打破および民主化を目指す政治運動 (市民フォーラム) を結集したことで知られる。1989年のビロード革命の後にチェコスロヴァキア大統領に選出され、チェコとスロヴァキアが分離した1993年にチェコ共和国初代大統領となった。

40) BASU, *supra* note 4, at 126-129.

41) *Id.* at 146.

42) 著者はこれを “focal point approach with behavioral feature” と表現している。 *Id.* at 160.

43) *Id.* at 169.

今後大きな変動が予想される場面に応用し、そこでの法のあり方を問うものとなっている。将来の社会や研究について、バスーは決して悲観的な見通しをもっていない。山積している課題を未来の人々に託して本書は締めくくられる。

Ⅲ. 本書を手がかりとする若干の考察

以上、バスーの著書の内容を概観した。本節では、法と経済学あるいはその他の分野の中でこの書物がどう位置づけられるかを述べ、本書がもたらしてくれる示唆や残された課題を検討したい。本書は多くの分野に対して問いを投げかける内容となっているが、サブタイトルにも示されているように主として法と経済学の分野に向けて著されたものなので⁴⁴⁾、まず法と経済学における本書の位置について述べる。

1 法と経済学との関連

実は、法と経済学の分野に限ったとしても、法がフォーカルポイントとしての機能をもつことを指摘したのはバスーが最初というわけではない。今までにも幾人かの研究者がこの機能について言及したり議論したりしており、法がフォーカルポイント類似の役割を果たしうることはかなり前から気づかれてい

たと言ってよい。

法のフォーカルポイント機能は、「法の表出機能 (expressive function of law)」という表題のもとで議論されてきた⁴⁵⁾。以前からこの機能を探求していた代表的な研究者としては、リチャード・マカダムズ (Richard H. McAdams) を挙げることができる。マカダムズは (バスーと同じように) ゲーム理論を下敷きにして「法のフォーカルポイント理論」を提唱し、法が人間行動に与える影響を綿密に分析するための道具を提供してきた⁴⁶⁾。最近になって彼の研究は著書の形でまとめられている⁴⁷⁾。

しかし、自身が述べるように、バスーの研究はマカダムズをはじめとする従来の研究と完全に軌を一にするものではない。マカダムズとバスーの主張で大きく異なっているのは次の点である。すなわち、マカダムズがフォーカルポイント機能を「法のさまざまな機能のひとつ」と考えているのに対して、バスーは同機能を「法の機能のすべて」と考えている、という点である。マカダムズは、従来考えられていた法の機能 (たとえば抑止や正統性付与) を補完するものとしてフォーカルポイント機能を捉えており⁴⁸⁾、抑止や正統性などに関する今までの議論の有効性は保持したまま、耳目をひかなかった側面に新たな光を当てることを意図している。このようにマカダムズは謙抑的な姿勢をみせているが、バスーはそうではなく、法はフォーカル

44) バスーがフォーカルポイント・アプローチを提示したのは本書が初めてではない。2011年の著書 (前掲注2) 参照) の第4章でも「フォーカルポイントとしての法」の考え方が述べられている。しかし、「それらを法と経済学の主題に持ちこもうとすると知的困難が生じるため、現時点で私にできるのは、やりがいのある研究の方向性を示すことに限られる」と書いている。バスー (栗林訳)・前掲注2) 113頁参照。2018年に著された本書は、基本的には同一のアイデアを法と経済学の分野に向けて伝えると同時に、ひとつの理論として提示しようとしたものと言える。

45) 「法の表出機能」には、フォーカルポイント機能以外にも異なる種類の機能が含まれている。この点につき、飯田高「フォーカルポイントと法 (1)——法の表出機能の分析に向けて」成蹊法学 63号 51頁 (2006) を参照。

46) 初期の文献として、Richard H. McAdams, *A Focal Point Theory of Expressive Law*, 86 VA. L. REV. 1649 (2000) を参照。なお、マカダムズの「法のフォーカルポイント理論」は飯田高「フォーカルポイントと法 (2)——法の表出機能の分析に向けて」成蹊法学 65号 91頁 (2007) でも紹介している。

47) See RICHARD H. McADAMS, *THE EXPRESSIVE POWERS OF LAW: THEORY AND LIMITS* (2015)。マカダムズの著書の書評はすでに多数公表されている。その中でも、Alex C. Geisinger & Michael Ashley Stein, *Expressive Law and the Americans with Disabilities Act*, 114 MICH. L. REV. 1061 (2016) は、「障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disability Act; ADA)」に理論を応用しながら同書の実践上の意義について論評している。なお、日本語による書評として郭薇「法の表出効果に関する研究動向」北大法学論集 67巻 5号 215頁 (2017) を参照。

48) McADAMS, *supra* note 47, at 7.

ポイントを創造したり変更したりする機能し
かもちえないと論じる⁴⁹⁾。抑止効果や正統
性付与効果が社会にもたらす結果は、法の有
無にかかわらず実現できるはずである。どち
らの効果もその根底には人々の信念があり、
法はその信念が動くのを手助けしている（に
すぎない）のである。

バスの立場は、ゲーム理論の考え方を突
き詰めていけばいずれ到達されるべき地点だ
と言える⁵⁰⁾。彼は、標準的な法と経済学の
分析を（経済学の）「部分均衡分析」に、そ
して、人々の信念を明示する自身の分析を
「一般均衡分析」に繰り返しながら述べてい
る⁵¹⁾。つまり、法と経済学のモデルが成立
する根拠を考えていけば論理必然的に信念を
問題とせざるを得ず、法もその信念の中でし
か作用できないはずなのである。バスから
みれば、マカダムズはこの点で不徹底であ
り、標準的な法と経済学の域をいまだ脱出し
きれていない、と評価されるのかもしれない。

他者の意図や行動に関して人々が抱く信念
が、法が効果をもつか否かを決める主要因
となる——このことを踏まえた法と経済学の
理論やモデルは、近年徐々に増えている。特
に、社会規範と法との間に連続性を見出す立
場の研究者は、それぞれのプレーヤーが自ら
の置かれた場面をどう認識し、その認識がい
かにして共有されるに至るかを明確な形で取
り込もうとする傾向がある⁵²⁾。

たとえば、ギリアン・ハドフィールド (Gil
lian K. Hadfield) とバリー・ワインガスト

(Barry R. Weingast) は、仲間内のサンクシ
ョンによって個人の行動が制御される状況をモ
デル化しており、どのような行動が「正」ま
たは「不正」なのかについて、個人はめいめ
い信念を形成している、と仮定される。法
は、「正」と「不正」を区別する基準を提供し、
「不正」を働いた人に対する人々のサンク
ション行動を調整する機能を担うことにな
る⁵³⁾。また、ジョージ・メイラス (George J.
Mailath) らは、法を「ゲーム構造を変化さ
せないチープトーク」として記述し、人々の
信念の変化によってのみ行動に影響を与える
ことができる、と主張する⁵⁴⁾。

こうした変化の背景には、ゲーム理論のモ
デリングが高度になって信念の構造を細かく
表現できるようになったことに加え、（行動
経済学の発展にもみられるとおり）法と経済
学でも心理的・認知的要素が重視されてきて
いるという事情があると思われる。バスの
著書もこの流れに位置づけることができる。
そのような研究群の中でも、他分野の人にと
っても敷居が高くない形で、信念の重要
性を明快に示している点に本書の特徴があ
る。

2 法社会学との関連

初めに述べたように、本書の出発点は「効
果をもつ法ともたない法があるのはどのよ
うな要因に基づくのか」という問いであつた。
この問いは法社会学の分野でもしばしば取り
上げられる。なかでも、バスの言う「紙の

49) BASU, *supra* note 4, at 118.

50) ゲーム理論で秩序や制度の形成を考察する場合、それらは均衡として定式化されるのが通例である。つまり、「各プレーヤーが他者の行動に関する予想を立てていて、実際にその予想のとおりに行動することが各プレーヤーにとって最適である状態（＝各プレーヤーの信念と最適反応が整合的になっている状態）」が秩序あるいは制度と考えられる。「法」はそのような「秩序」の一形態であるから、当然「信念」のありようが問題となる。

51) BASU, *supra* note 4, at 55-56, 85, 131, 176-177. したがって、一定の条件さえ満たせば、標準的な法と経済学の分析も十分に有意義である。その条件としてバスが重視しているのは「法を執行するはずの人が適切なインセンティブをもっていること」である。

52) この傾向については、飯田高「経済学は《法》をどう見るのか」法社会学 83 号 110 頁 (2017)、および、飯田高「数理モデルにおける法——規範と法」理論と方法 32 巻 2 号 242 頁 (2017) も参照。

53) See Gillian K. Hadfield & Barry R. Weingast, *What Is Law? A Coordination Model of the Characteristics of Legal Order*, 4 J. LEGAL ANALYSIS 471 (2012). なお、GILLIAN K. HADFIELD, *RULES FOR A FLAT WORLD: WHY HUMANS INVENTED LAW AND HOW TO REINVENT IT FOR A COMPLEX GLOBAL ECONOMY* (2017) は、このモデルに拠りながらグローバル経済における法のあり方を展望する壮大な著作である。

54) George J. Mailath et al., *Laws and Authority*, 71 RES. ECON. 32 (2017).

上のインク」問題は法社会学の研究課題そのものであるように見える⁵⁵⁾。しかし、バサーが法社会学の文献を参照した形跡はほとんどない（ただし法学の文献は参照している）。

例外として、法社会学者のローレンス・フリードマン（Lawrence M. Friedman）が著した *Impact* への言及がなされ⁵⁶⁾、法の効果の研究（*impact studies*）との相違が述べられている箇所がある⁵⁷⁾。フリードマンは「特定の法、ルール、法教義、あるいは制度と何らかの点で因果的に関係する行動」について探究しようとするが⁵⁸⁾、自分はその背後にある *functionary* の信念および行動まで視野に収めて法の効果を探究することを目標としている、とバサーは述べている。

「法を執行・運用する主体が実際にどのような行動をとっているか」という問題は、現実の法の作用を解き明かそうとする法社会学においては不可欠なテーマであり続けてきた。日本の法社会学でも、法を執行・運用する主体、すなわち *functionary* の実証研究が積み重ねられている⁵⁹⁾。したがって、法社会学研究者の目からすると、特に新規性のあるテーマとは映らないかもしれない。

むしろ、法社会学研究にとっての本書の意義は別の点にあると言える。少なくとも次の3点は挙げられるだろう。（i）汎用性の高い理論として組み立てられているので、法の効果に関するグランドセオリーまたは「中範囲の理論」を構築する際のヒントを提供してくれるという点、（ii）法を執行・運用する *functionary* にかかる信念、より具体的には「*citizen* が *functionary* の行動をどのように予測しているか」、「*functionary* が *citizen* の行動をどのように予測しているか」といったことが法の効果を左右する重要な独立変数である可能性を示している点、（iii）いわゆる

「生ける法」と実定法との関係を新たな概念およびツールによって分析できることを示唆している点である。

（i）について補足しておこう。ここでのグランドセオリーは「何でも説明できる普遍的な理論」ではなく、「個別の具体的場面における因果メカニズムを表現するモデルを統合しうる理論」を指している。このような意味でのグランドセオリーは、時代的にも地域的にも限定された実証研究がどのようなインプリケーションをもつのか、そして、今後どんな実証研究が行われれば他の研究と意義ある形で接合できるかについて、私たちに指針を与えてくれるだろう。バサーの著書はこの意味での理論構築の試みにほかならず、粗削りながらも諸分野を跨ぐ枠組みを提供しようとしている。

3 社会科学における「信念」の位置

より広く社会科学全般を眺めてみても、「信念」またはその類似概念は随所に登場する。ただし、各分野の中でも専門分化（悪く言えばタコツボ化だが、最後に述べるようにタコツボなりの利点もある）が進行し、お互いにあまり研究を参照しないまま研究がなされている。そのため使われる用語はまちまちであり、「信念」の意味も分野や論者によって少しずつ異なっている。この点には留意しておくべきであろう。

社会科学全部を扱うことは紙幅も私の能力も超えるので、ここでは経済学と社会学の動向の一部についてのみ簡単に述べるにとどめたい。

（1）経済学

経済学の中でも人間の認知の役割が格別に強調されているのは、比較制度分析であ

55) 法社会学の関心は「紙の上の法（law on paper）」と「実際に作動している法（law in action）」にある。

56) LAWRENCE M. FRIEDMAN, *IMPACT: HOW LAW AFFECTS BEHAVIOR* (2016).

57) BASU, *supra* note 4, at 37, 39.

58) FRIEDMAN, *supra* note 56, at 2.

59) バサーの言う *functionary* の行動に関する最近の重要な研究として、たとえば秋葉丈志『国籍法違憲判決と日本の司法』（信山社、2017）、平田彩子『自治体現場の法適用——あいまいな法はいかに実施されるか』（東京大学出版会、2017）を挙げておく。

る⁶⁰⁾。比較制度分析も複数均衡の中からどれが選ばれるのかという問題を扱っており、社会のメンバーによって共有された予想 (shared belief) がモデルの中核に据えられている。この「予想」はバスターの言う「信念」とほぼ同義であり⁶¹⁾、どちらも他者の行動と関係している。

比較制度分析では、社会のメンバーの間で予想 (信念) が共有されるに至るプロセスや条件に力点が置かれている。もし公的な指標として人々が共通して参照するものが安定性をもつようになれば、取りも直さずそれが「制度」である、と説明される。法や社会規範、あるいは何らかの組織が公的な指標の例であるが、これらは人々の絶え間ない相互作用を経て安定性を獲得するものである。言い換えると、共有信念は歴史や経験を通じて形成され、その共有信念が人々の行動の予測可能性を高める、ということになる。

比較制度分析よりもさらに長いタイムスパンを対象とし、進化の観点から人間の行動を解明しようとする研究も経済学では行われている。たとえば、サミュエル・ボウルズ (Samuel Bowles) とハーバート・ギンタス (Herbert Gintis) は、基本的には経済学のモデルに近い「信念・選好・制約アプローチ」 (beliefs, preferences, and constraints approach) を使いながら、人間の互恵性がいかにして発達してきたのかを説明しようとしている。そこでは、「信念」が「個人が持つ世界の因果構造に関する知識表象」と定義され

ている⁶²⁾。

このように、「信念」の概念は個人レベル、社会レベル、果ては進化のレベルまで、いろいろなレベルで用いられている⁶³⁾。もちろん重複する部分はあるが、概念の整理はいずれ必要なかもしれない。

(2) 社会学

一方、社会学の中で最も「信念」を前面に押し出しているのは分析社会学 (analytical sociology) と呼ばれる領域であろう。分析社会学は、社会現象が発生するプロセスを丁寧に解きほぐし、それを「メカニズム」として示すことを目的にしている。

理論面での分析社会学の特徴は概ね以下の点にまとめられる⁶⁴⁾。まず、分析社会学は、①マクロレベルでの社会現象を、ミクロレベルでの「行為 (action)」と「相互行為 (行為の相互作用; interaction)」を基軸にして説明しようとする。そして、②その「行為」は「欲求 (desire)」, 「信念 (belief)」, 「機会 (opportunity)」の3要素の産物として捉えられ (ヘドストロームのDBO理論), いずれの要素についても社会的な (すなわち他者からの) 影響関係が想定される。さらに、③相互行為のあり方は社会構造に依存する、と考えられている。この②のDBO理論は、先ほど述べた「信念・選好・制約アプローチ」とよく似ていることがわかる⁶⁵⁾。

DBO理論における「信念」は、「世界に関して真とされている命題」と定義される⁶⁶⁾。分析社会学の理論枠組みからは、個

60) See MASAHICO AOKI, TOWARD A COMPARATIVE INSTITUTIONAL ANALYSIS (2001) [日本語訳: 青木昌彦 (瀧澤弘和=谷口和弘訳) 『比較制度分析に向けて』(NTT出版, 2001)]; MASAHICO AOKI, CORPORATIONS IN EVOLVING DIVERSITY: COGNITION, GOVERNANCE, AND INSTITUTIONS (2010) [青木昌彦 (谷口和弘訳) 『コーポレーションの進化多様性——集合認知・ガバナンス・制度』(NTT出版, 2011)]; AVNER GREIF, INSTITUTIONS AND THE PATH TO THE MODERN ECONOMY: LESSONS FROM MEDIEVAL TRADE (2006) [アブナー・グライフ (岡崎哲二=神取道宏監訳) 『比較歴史制度分析』(NTT出版, 2009)]。

61) 原語はどちらも belief である。比較制度分析の文献では、「予想」と訳されていることが多い。

62) SAMUEL BOWLES & HERBERT GINTIS, A COOPERATIVE SPECIES: HUMAN RECIPROCITY AND ITS EVOLUTION 9 (2011) [日本語訳: サミュエル・ボウルズ=ハーバート・ギンタス (竹澤正哲監訳) 『協力する種——制度と心の共進化』20頁 (NTT出版, 2017)]。

63) ゲーム理論における「信念」は (特にベイジアンゲームの文脈では) 確率分布で表されるが、経済学全体をみるとその意味だけに使われているわけではなく、より広義に用いられていることがわかる。

64) See PETER HEDSTRÖM, DISSECTING THE SOCIAL: ON THE PRINCIPLES OF ANALYTICAL SOCIOLOGY (2005)。

65) どちらか一方が他方を参照したわけではなく、別々に理論化されているようである。もっとも、経済学や合理的選択理論の立場からすると自然な理論化であると言える。

66) HEDSTRÖM, *supra* note 64, at 38.

人レベルに限定してもなお、「信念」が複雑な形態をとりうるということが示唆される。たとえば、社会的行為のメカニズムを解明しようする場合、「他者の欲求や信念」に関する信念も含まれるはずである。したがって、信念は重層的な構造をとることになる。その際、信念の対象となっている「他者」は身近にいる具体的な他者なのか、それとも「一般化された他者 (generalized other)」なのか、という論点も出てくる。この問題は経済学の「信念」にも同じように当てはまる。

以上の「信念」に関連する諸文献と見比べると、バスターの言う「信念」に漠然としている部分が多く残っていることは否めない。しかし、バスターは初めから完全な理論を提示しようとしていたのではなく、主目的は将来の研究が向かうべき針路を示すことにあった。そこで、彼が示した針路をもとに、進みやすい航路を描くためにはどうすればよいのか、最後に少しだけ考えてみたい。

IV. 理論の深化に向けて

1 概念の明確化について

理論を深化させるためには、多様な「信念」を接続させられる枠組みがあるほうが望ましいかもしれないが、その地ならしとして「信念」の概念を明確化しようということになると、気の遠くなるほどの作業が待っているだろう。

もし法の表出機能の分析を着実に前進させ

たいのであれば、信念自体を直接に対象として研究することよりも、フォーカルポイントの形成や変動を精査することを優先すべきであるように思われる。信念とフォーカルポイントのどちらに関しても百家争鳴ではあるが、信念の理論の多様性に比べてフォーカルポイントの理論の多様性はまだ小さい。だがそうは言っても、フォーカルポイントの概念も必ずしも明確ではなく、この概念によって表そうとする現象は多岐にわたっている。

たとえば、フォーカルポイントの性質として顕現性（すなわち「目立つ」こと）が挙げられているが、この顕現性はただひとつではない⁶⁷⁾。まず、自分にとって単純に「目立つ」のか、それとも他の人にとって「目立つ」のかという点で分類することができる。前者は「一次顕現性」、後者は「二次顕現性」と呼ばれる。それに加えて、「調整が成功するような選択ルールを探す」という点からみて「目立つ」性質もあり、これを「シェリング顕現性」と言う⁶⁸⁾。

二次顕現性は認識の階層構造を重視した場合の顕現性であり、シェリング顕現性のほうは言わば「チームプレー」による選択ルール探索を重視した場合の顕現性である。以上のどの顕現性が適切になるのかは条件によって異なると考えられる。フォーカルポイントに関してはこれまでに多くの抽象的なモデルが提示されてきたが⁶⁹⁾、実験を通じて妥当性を検証する研究も少しずつ進められている⁷⁰⁾。それらの実験研究の中には、現実の世界でのフォーカルポイントの効果自体に疑

67) Judith Mehta et al., *The Nature of Salience: An Experimental Investigation of Pure Coordination Games*, 84 Am. Econ. Rev. 658 (1994).

68) 前述の数字選びゲームを例にして説明しよう。最も多くの人にとって目立つ数字が仮に「8」であったとすると、自分にとって目立つ数字（一次顕現性のある数字）が何であっても、「8」を選ぶのがよい（「8」は二次顕現性を有する）。しかし、人々の好む数字が分散している場合は難しい。たとえば「3」と「8」の両方が多数の人にとって目立つものであるとする。この場合、二次顕現性をもつ数字を選ぶという方針をとると一致の確率は低くなる。候補が複数出てくるケースでは、結果がただひとつに定まるような他の方針を採用して選択するほうがよい（最小の数字である「1」を選ぶ、という方法が例）。「調整が成功するような選択ルールを探す」という点からみて「目立つ」性質が「シェリング顕現性」である。

69) 飯田・前掲注 46) に引用されている諸文献および Nicholas Bardsley et al., *Explaining Focal Points: Cognitive Hierarchy Theory “versus” Team Reasoning*, 120 Econ. J. 40 (2010) を参照。

70) See Vincent P. Crawford et al., *The Power of Focal Points Is Limited: Even Minute Payoff Asymmetry May Yield Large Coordination Failures*, 98 Am. Econ. Rev. 1443 (2008); Andrea Isoni et al., *Focal Points in Tacit Bargaining Problems: Experimental Evidence*, 59 Eur. Econ. Rev. 167 (2013); Melanie Parravano & Odile Poulsen, *Stake Size and the Power of Focal Points in Coordination Games: Experimental Evidence*, 94 Games Econ. Behav. 191 (2015).

問を呈するものもある。いずれにしてもこの方向の研究は進められるべきであろう。

今述べた研究は抽象的な場面設定を用いた実験であるが、より具体的・現実的な場面に即して顕現性を調べることも必要になるだろう。特に、フォーカルになりやすい社会状態（あるいは行動の組み合わせ）とはどのようなものなのかという問題は、法の作用を考察するうえでも是非取り組むべき問題である。この点は項を改めて述べよう。

2 社会関係とフォーカルポイント

ゲーム理論では、均衡は一定の条件を満たした行動の組み合わせである。フォーカルポイントは複数の均衡の中から選び出される解であるから、多くのケースでは——「ポイント」と言うときシンプルな表象であるかのような印象を与えるが——行動の組み合わせとして表現されるものである。この「行動の組み合わせ」は、Ⅱの【表1】のゲームでは(A, A, R)というように抽象化されてわかりやすくなっている。だが実際には、雑多な要素やノイズを含み、解釈の余地を残す「行動の組み合わせ」である。

その行動の組み合わせの中にも、フォーカルになりやすい、つまり人々が着目しやすい組み合わせがあると思われる。たとえば、人々が同じような行動をとっている状態、平等な分け前を得ていると評価できる状態、あるいは逆に一部の人が極端に大きな分け前を得ている状態などは、他の状態と比べて目立つであろう。

特定の状態が目立つ理由は、部分的には、人々の認知システムに由来している可能性がある。人類学者のアラン・フィスク (Alan P. Fiske) によると、あらゆる社会関係は「共同分配関係」、「権威序列関係」、「均等調和関係」、「市場価格関係」の4つのいずれかに分類され、それぞれが異なる心理作用を伴う⁷¹⁾。もしフィスクの主張が正しいとすれ

ば、ゲームのプレーヤーの関係もこれらの社会関係のタイプのどれかに該当することになり、その類型に沿った心的反応を引き起こすことになるだろう。そうだとすると、フォーカルになる行動の組み合わせも変わってくる。

4 類型の境界は不変ではなく、時間とともに変わる。所与の状況がどの類型として認識され、そして各類型のもとでどの行動の組み合わせがフォーカルになるかは、人々の間の相互作用を通じて次第に変化していくと考えられる⁷²⁾。社会における役割との関連もおそらく相当程度あり、たとえば使用者・労働者の関係は時代や場所によって「権威序列関係」になったり「市場価格関係」になったりする。社会関係がどの類型として認識されるかで、フォーカルポイントとなる状態は違って来るかもしれない。法はこのような社会関係の整序を通じてフォーカルポイントを動かしてきた、と言うことができよう。

各類型と「正統性」がどのように関連しているのかということも、法の機能の探究に資する興味深いテーマとして現れる。権威序列関係では階層の上位にいる人からの命令が正統性をもつであろうし、均等調和関係では人々間の合意が正統性の源泉となりやすくなることなどが予測される。人々が正統性を認める法はフォーカルになる可能性が高くなるのだとすれば、社会関係に照らした検討は有益な知見をもたらしてくれると思われる。

3 むすびに代えて

『信念の共和国』は分厚い本ではない（約240頁）。しかし、さまざまな分野の人たちにとって研究のヒントになりうる指摘で詰まっており、ひとつの論文では汲み尽くせないほどである。本稿で触れることができたのはその一部にすぎないので、関心のある方は本書を手にとっていただきたい。

読後の印象に残る部分は、読者によって違

71) See ALAN P. FISKE, STRUCTURES OF SOCIAL LIFE (1991). 各類型の内容や例については、飯田高『法と社会科学をつなぐ』128頁（有斐閣、2016）を参照。

72) この点は比較制度分析の枠組みと親和性がある。分析社会学からみてもおそらく重要な問題であろう。

うだろう。読了直後の私にとって印象的だったのは、「知的冒険は、まさにその性質からして、集団的な努力なのである」というメッセージである⁷³⁾。バスーは自分の研究が途上であることを繰り返し述べ、人々の力の結集を呼びかけている。彼の掲げる「信念」というキーワードは、異なる分野の研究者、そして将来の研究者との共同作業を始めるための軸あるいはフォーカルポイントなのであろう。

前節でみたように、「信念」は社会科学諸分野で広く研究されてはいるが、お互いの交流は活発とは言い難い。しかし、半ば隔絶しているとも言える環境で、諸分野が似たような研究テーマに向かっている、というのは驚くべきことであるように思う。別々に研究していて同じ場所に辿り着くというのは、向かっていた先が間違っていないことの証左と言えるかもしれない。他のタコツボを見据えている限りは、タコツボにも意味はあるのではないか⁷⁴⁾。本稿の準備をしながらそのように感じた次第である。

(いいだ・たかし)

73) BASU, *supra* note 4, at 13.

74) もっとも、それは定義上もはやタコツボではないのかもしれない。